



Newsletter

KPMG in Thailand



Global Japanese Practice タイ ニュースレター 2019 年 9 月

個人情報保護法の施行 - 来年以降の制度対応に向けて -

お客様各位

2019 年 5 月 27 日に、個人情報保護法 (Personal Data Protection Act) が官報に掲載されました。なお、主要な条項の効力発生日は、官報掲載日から 1 年後の 2020 年 5 月 27 日となります。

1. 個人情報とは

個人情報とは、個人に関する情報のうち、直接又は間接的に個人を特定することができる情報をいいます。なお、機密性の高い個人情報として、人種・民族・政治的思想・宗教・犯罪記録・健康データ等が挙げられます。

2. 規制対象者

- タイ国内で個人情報を収集・使用・開示する者（情報管理者及び情報取扱者）
- タイ国外でタイの個人情報を収集・使用・開示する者（情報管理者及び情報取扱者）

3. 個人情報の取扱い

原則として個人情報の収集・使用等をする場合には、その個人情報所有者に、収集の目的・情報内容・潜在的な開示先等を通知し、書面もしくは電磁的記録の方法にて同意を得る必要があります。

4. 今後の対応

- 本法律に準拠した個人情報のデータ管理
- 本法律に基づく個人情報所有者への個人情報の取り扱いに関する通知・同意の手続きの確立
- 本法律に準拠した形での顧客・サプライヤー・従業員等との契約の見直し
- 社内の個人情報を取り扱う部門・従業員に対するトレーニングの実施

KPMG のコメント

日本や多くの先進国の企業にとっては、既に個人情報保護は重要課題となっていますが、タイでもいよいよ来年より厳格な対応が求められます。タイでは、これまで個人情報が流出した場合でも、企業が消費者に対して損害賠償金を支払うような事例は見受けられませんでした。今後は損害賠償責任が問われることとなります。なお、個人情報保護法の違反には、最大 500 万バーツの罰金（行政罰）や 1 年以内の懲役等の罰則（刑事罰）が規定されています。

個人情報を取り扱う機会の多い企業の皆様については、来年 5 月からの制度対応に向けて、今から準備が必要になります。KPMG では、データ管理方法を含めた個人情報保護法の制度対応に向けた支援サービスを行っておりますので、お気軽にお問合せください。なお、本件に関して質問等ございましたら、以下の担当者まで個別にご連絡ください。

KPMG 税務・法務担当者

柴田 智以、ディレクター
E: tshibata1@kpmg.co.th

伊藤 進、アソシエイトディレクター
E: sito1@kpmg.co.th

KPMG アドバイザー担当者

吉本 諭治、ディレクター
E: yyoshimoto@kpmg.co.th

[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

[過去のニューズレター一覧](#)

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先
gjp-marketing@kpmg.co.th

home.kpmg/th



[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this email from KPMG Phoomchai Audit Ltd. If you wish to unsubscribe from our mailing list, please [click here to unsubscribe](#).

© 2019 KPMG Phoomchai Audit Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

